

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康情報に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福津市は、健康情報に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福津市長

公表日

平成27年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>(1) 予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部または全額を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>① 予防接種の実施及び接種履歴管理 ② 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③ 給付の支給の請求受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④ 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤ 予防接種実費徴収</p> <p>(2) 母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>① 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ② 新生児の訪問指導の実施 ③ 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④ 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤ 母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦ 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧ 未熟児の訪問指導の実施 ⑨ 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩ 市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収</p> <p>(3) 健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。</p> <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>① 健康相談等その他健康増進事業の実施 ② 健康増進法による健康増進事業の対象者の把握</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル 2. 母子情報ファイル 3. 妊産婦基本情報ファイル 4. 乳幼児情報ファイル 5. 各種がん検診情報ファイル 6. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10 番号法第9条第1項、別表第一項番49 番号法第9条第1項、別表第一項番76

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[予防接種法] 番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19 [母子保健法] 番号法第19条第7号、別表第二項番70
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 いきいき健康課
②所属長	高橋 美幸
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号811-3293 福津市役所 総務部 総務課 文書法制係 住所: 福岡県福津市中央1丁目1番1号 電話: 0940-42-1111 ファクス: 0940-43-3168 E-mail: somu@fukutsu.city.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号811-3218 福津市役所 健康福祉部 いきいき健康課 住所: 福岡県福津市手光南2丁目1番1号 電話: 0940-34-3352 ファクス: 0940-34-3335 E-mail: fukutopia@fukutsu.city.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

